

佐世保市公告第 号

佐世保市指令 建築第 号

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の氏名

この建築物は、このまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めため、

建築基準法第10条第2項の規定により_____を命じた。

年 月 日

佐世保市長

印

注 意

- 1 この標識を破損する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられます。
- 2 この命令に違反した者は、建築基準法の規定により罰せられます。